

## 久留米市景観計画の変更（案）

### 久留米市景観計画の変更内容

- ① 風力発電施設に関する景観形成基準の追加
- ② 景観重要公共施設の指定

# 久留米市景観計画の変更（案）

## 1. 久留米市景観計画について

本市は魅力ある景観づくりに持続的に取り組むため、平成 22 年 12 月に「久留米市景観計画（景観計画）」を策定し、一定規模以上の建築物や工作物について、配置や色彩、高さ等に関する基準を定め、良好な景観形成を推進しています。

## 2. 景観計画の変更について

景観計画では、本市にとって重要な原風景である耳納連山の景観を保全していくことを基本方針としています。

今回の変更は、景観形成基準として、新たに耳納連山に風力発電施設を設置する際の定量的な高さ基準等を加えるものです。

また、良好な景観形成を先導する公共施設として、広域的な道路などを景観重要公共施設に位置付けます。

## 3. 景観計画の変更内容

### 1) 風力発電施設に関する景観形成基準の追加

現在の景観計画における景観形成基準（高さ）は以下のとおりです。

（耳納連山山辺地域・東部田園地域）

- ① 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。
- ② 筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。
- ③ JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。

※現在は、耳納連山の中腹から（標高 100m 以上）山頂までの高さ基準を定めていません。

### ■追加する景観形成基準（耳納連山山辺地域）

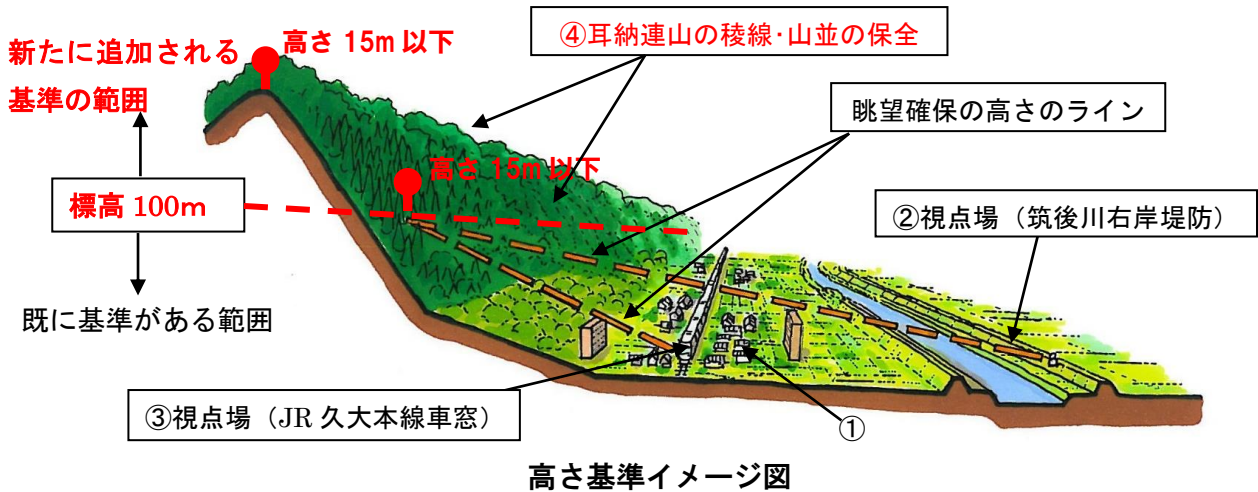
- ④ 耳納連山の標高 100m 以上の範囲については、風力発電施設の高さは 15m 以下とし、かつ、色彩が周囲の景観と調和したものとする。

※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りでない。

※耳納連山の中腹から山頂までの高さ基準を新たに追加します。

(基準の根拠)

- 耳納連山の稜線を分断しないよう、周辺の樹林の高さを超えない高さに設定しました。
- 標高 100m地点において、視点場であるJR久大本線から最も近い位置に設置された場合、風力発電施設の色彩を周囲と調和させることにより、景観上目立たなくする高さに設定しました。



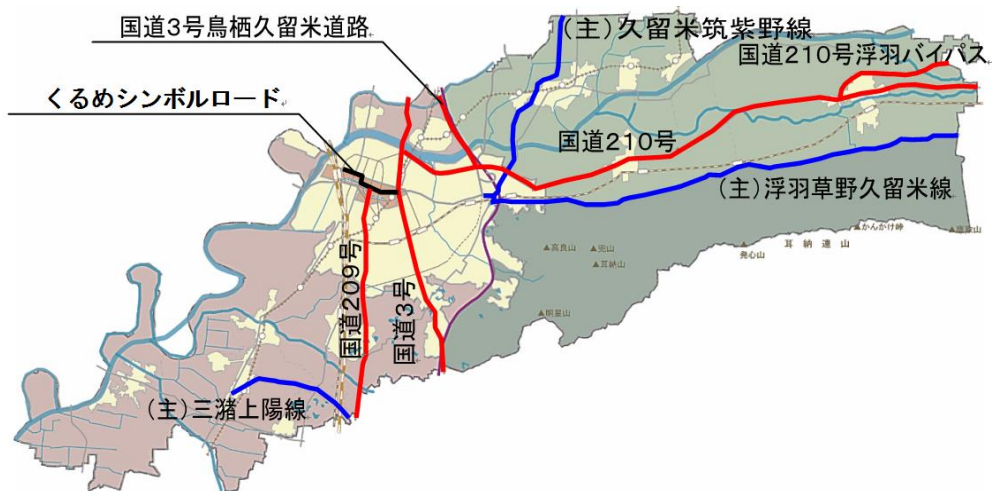
## 2) 景観重要公共施設の指定

本市の景観の骨格を形成する道路や河川などの公共施設は、良好な景観形成を先導する重要な役割を持つため、市の魅力を高める景観資源となるように、管理者の同意の上、「景観重要公共施設」に位置付け、良好な景観形成を推進します。

本市では、景観計画策定時に「筑後川」を景観重要河川として指定しており、今回、広域の道路などについても新たに指定します。

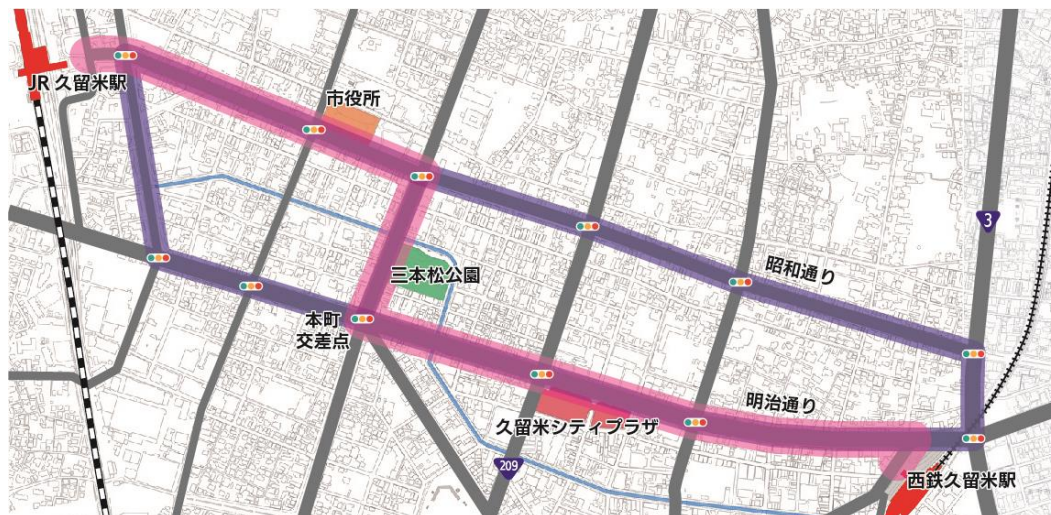
### ●景観重要道路（広域）

〈国道3号、国道3号鳥栖久留米道路、国道209号、国道210号、国道210号浮羽バイパス、主要地方道 久留米筑紫野線、主要地方道 浮羽草野久留米線、主要地方道 三潨上陽線〉



景観重要道路（広域）の路線図

●景観重要道路（くるめシンボルロード）



景観重要道路（くるめシンボルロード）の路線図



<(主)久留米筑紫野線 神代橋>



<くるめシンボルロード>

その他、「石橋美術館」（現、久留米市美術館）の名称等について、現状に合わせて変更します。

詳細は別紙 新旧対照表をご覧ください。

#### 4. 今後のスケジュール

今後のスケジュールは以下のとおり予定しています。

2019年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
変更案 パブリック・コメント	.....		都市計画 審議会へ諮問	景観審議会 へ諮問	変更景観計画 施行予定